

家庭ごみ有料化の 審議経過と提案内容

令和3年10月

浜松市環境審議会ごみ減量推進部会

目次

1	はじめに	1
2	家庭ごみ有料化に関する推進部会の基本的考え方	1
3	審議の内容と配慮すべき事項	2
(1)	対象品目	2
(2)	実施方法	3
(3)	ごみ袋の種類	3
(4)	手数料金額の設定	4
(5)	手数料減免措置	4
(6)	家庭ごみ有料化に伴う手数料収入の使途	5
(7)	家庭ごみ有料化に伴って実施する施策	5
4	おわりに	5
	【資料】	7

1 はじめに

ごみの減量は、気候変動対策に向けたCO₂削減、資源の枯渇など地球規模の課題と深く関連する大変重要なテーマです。ごみの減量を進めることで、浜松の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐことができ、ひいては地球環境の保全にも繋がります。

令和2年7月20日に、浜松市環境審議会（以下、審議会）は、浜松市長から「家庭ごみ有料化に関すること」について諮問を受けました（P. 8【資料1】「諮問書」）。

審議会は諮問を受け、家庭ごみ有料化において専門的な知見を交えて審議をするため、審議会委員の一部に廃棄物処理分野の専門家を専門委員として加えた、審議会の専門部会である「ごみ減量推進部会（以下、推進部会）」（P. 9【資料2】「浜松市環境審議会ごみ減量推進部会委員名簿」）にて、家庭ごみ、特にもえるごみ、もえないごみ、資源物の有料化について審議を重ねました（P. 10【資料3】「推進部会での審議等の経過」）。

推進部会での「家庭ごみ有料化に関すること」の審議内容を、ここにとりまとめましたので報告します。

2 家庭ごみ有料化に関するごみ減量推進部会の基本的考え方

家庭ごみ有料化を実施している政令指定都市等の先行事例を調査し（P. 11【資料4】有料化の審議における主な参考資料（導入自治体の状況））、審議を重ねた結果、家庭ごみの有料化について、次のような考えに至りました。

【家庭ごみ有料化に関する基本的考え方】

家庭ごみ有料化を行うことにより、経済的インセンティブ（動機付け）が働き、全市民のごみ排出抑制意識の向上が期待できます。また、ごみの排出量に応じた手数料制度とすれば、ごみ処理費用に係る負担の公平性が確保できます。そして、家庭ごみ有料化による手数料が循環型社会構築に向けたごみ減量施策や資源化施策に活用されることで、より一層のごみ減量・資源化が期待できます。

また、家庭ごみ有料化を既に実施している他都市の先行事例を見ると、いずれの都市においても高い減量効果が出ていることが確認でき、家庭ごみ有料化が、市民の環境に配慮する意識変化や行動変容に繋がっていることが推察されます。よって、市が引き続き環境負荷の低減に向けて様々なごみ減量施策の推進に取り組む必要がある中で、家庭ごみ有料化は、施策の一つとして有効であると考えられます。

ただし、有料化は市民の日常生活に大きな影響を与えるものであり、実施に向けては市民の合意形成が必要不可欠であると考えます。そのため、有料化を実施する場合には、社会情勢及び経済情勢などを十分に配慮したうえで、ごみ減量の重要性や、ごみ減量推進のために必要な取組みであることを、市民に十分説明するとともに、新たな制度に対する混乱を招かないように周知を図ることが望ましいと考えます。

このような基本的考え方に基づき、以下、審議の内容と具体的な配慮すべき事項について記します。

3 審議の内容と配慮すべき事項

他都市の例等を参考にしながら制度内容や配慮すべき事項について検討を行いました。検討内容を以下に記しますので、参考にしてください。

(1) 対象品目

① 「もえるごみ」及び「もえないごみ」については、有料化の対象品目とすることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・浜松市の家庭から出るごみの内訳を見ると、95%以上を「もえるごみ」が占めています。そのため、「もえるごみ」を減量することが、家庭から出るごみの減量に繋がると考えられます。
- ・「もえるごみ」のみを有料化の対象とした場合、「もえないごみ」に「もえるごみ」が混入するなどの不適正排出の恐れがあります。また、最終処分場を長期に渡って使用するためにも「もえないごみ」の減量が必要と考えます。

② 資源物については、家庭ごみ有料化の対象外とすることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・家庭ごみ有料化を実施している政令指定都市において、資源物を家庭ごみ有料化の対象とするより、資源物を家庭ごみ有料化の対象としない方が、もえるごみともえないごみに関して高い減量効果が得られるという結果が出ています。また、浜松市では既に資源物の分別収集が行われています。そのため、資源物は家庭ごみ有料化の対象外とすることで、分別が促進され、もえるごみともえないごみの中に混入する資源物の減少につながると考えます（表2-1）。

表2-1 家庭ごみ有料化実施政令指定都市における家庭ごみ有料化前後の各品目の排出量の変動率

区分	変動率 (%)		
	もえるごみ	もえないごみ	資源物
全体	△14.0	△20.4	38.0
資源物が有料化対象外の都市	△15.5	△25.7	40.0
資源物が有料化対象の都市	△10.3	△7.2	36.4

(出典：令和2年度浜松市調査)

※平成12年(2000年)度以降に家庭ごみ有料化を実施した8政令市について調査を実施。

※排出量データは、環境省ホームページに公開されている「一般廃棄物処理実態調査結果」を基に、有料化実施前年度と実施翌年度の品目別ごみ量等を比較し効果を数値化した。

- ・現在、コンテナやネットで回収しているびん・かんなどの資源物を有料化する場合は、袋回収へと排出方法の変更が生じ、破袋作業や異物除去などの中間処理が新たに必要となるためです。

③ 各家庭からもえるごみとして出された草・木・枝類の剪定枝等については、家庭ごみ有料化の対象外とすることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・草・木・枝類自体が家庭ごみ有料化による排出抑制が難しいものであること、浜松市が緑豊かな地域であり、「浜松市緑の基本計画」にて緑化を推進していることから、緑化政策と足並みを揃える必要があると考えます。

(2) 実施方法

① 料金体系
手数料徴収の料金体系は「単純従量制」とすることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・家庭ごみ有料化実施政令指定都市では全て「単純従量制」が採用されており、家庭ごみ有料化を実施している他都市も9割以上が「単純従量制」を採用しています。手数料率の設定方法が単純で分かりやすく、多くの他都市で採用されていることから、手数料徴収の料金体系は「単純従量制」とすることが望ましいと考えます。

② 手数料徴収方法
手数料の徴収方法は「指定ごみ袋上乘せ方式」とすることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・市民が現在のごみの出し方と同様に排出することが可能で、廃棄物収集業者が収集する際にごみ袋に貼付されるシールを確認する必要がないことから、手数料の徴収方法は「指定ごみ袋上乘せ方式」とすることが望ましいと考えます。

(3) ごみ袋の種類

① 家庭ごみ有料化の対象品目と想定する「もえるごみ」と「もえないごみ」は共通のごみ袋とすることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・現行のごみ袋も「もえるごみ」と「もえないごみ」は共通のごみ袋を使用しており、仮にごみ袋を分けるとなると、各家庭でのごみ袋の管理の手間が増え、ごみ袋販売店舗での陳列スペースも必要となるためです。

② 家庭ごみ有料化対象品目用のごみ袋のサイズ展開は、現行と同じサイズ展開とすることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・家庭ごみ有料化を実施している政令指定都市の全てが、浜松市の現行サイズと同等の大きさの袋を作成していることを参考としました。

③ 家庭ごみ有料化の対象品目としていない、指定ごみ袋で出している品目（プラスチック製容器包装、草・木・枝類）については、引き続き現行の指定ごみ袋を使用して排出できる形とすることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・家庭ごみ有料化後も、現行の指定ごみ袋を多く所有する方がいると思われるため、引き続き活用できることが望ましいと考えます。
- ・家庭ごみ有料化を行った場合、家庭ごみ有料化品目用の手数料を含んだごみ袋と家庭ごみ有料化の対象とならない品目用の手数料を含まない現行指定ごみ袋の2種類のごみ袋が販売されることとなります。2種類の袋について、袋や印字の色を変える等、市民が購入の際に混乱しないように区別をすることが望ましいと考えます。

(4) 手数料金額の設定

手数料金額の設定に当たっては、主に以下の点について勘案した上で決定することが望ましいと考えます。

- ①家庭ごみ有料化の目的はごみの減量・資源化であるため、市が目指しているごみの減量・資源化目標を達成できるだけの効果が期待できる金額であること。
- ②家庭ごみ有料化は市民生活に少なからず影響を与えるため、市民の負担が過度にならないような金額であること。
- ③他の家庭ごみ有料化実施都市における料金水準等を考慮した金額であること。

なお、上記①から③について家庭ごみ有料化実施都市の金額設定や減量の実績と、市民負担や家庭ごみ有料化実施都市とのバランスを考えた場合、とりわけ市民の負担が過度にならないよう、手数料は1ℓ＝1円以下の金額が望ましいと考えます。

(5) 手数料減免措置

個々の努力での減量が難しい品目である新生児・乳幼児、高齢者、障がい者等が日常的に使用している紙おむつや、自治会等で行っている地域の清掃ボランティア活動から出たごみは、事前にごみ袋を配布するなどの方法で減免の対象とすることが望ましいと考えます。

また、生活保護受給者等の経済的負担を考慮すべき人達に対する減免については、ごみ減量部門で検討を行うことは馴染まないと考えます。なお、経済的負担を考慮すべき人達に対しては、審議の中で、以下の意見が出たことを申し添えます。

- ・家庭ごみ有料化を実施した場合、他の世帯よりも影響が大きいのではないか。
- ・減免については、福祉部門で検討することが望ましいのではないか。
- ・関係部署と調整し、従来の福祉施策との整合性や公平性などを総合的に検討することが望ましいのではないか。

(6) 家庭ごみ有料化に伴う手数料収入の用途

市へ納入された手数料は、家庭ごみ有料化の実施に係る経費（袋の製造費や流通経費など）のほか、集積所管理への助成や市民向けのごみ減量施策、不法投棄対策などのごみ減量及び資源化に資する事業等において、できるだけ市民に見える形で活用されることが望ましいと考えます。

【理由】

- ・ごみ減量と資源化の促進のためには、市民のモチベーションが働くような取り組みが必要であるためです。

(7) 家庭ごみ有料化に伴って実施する施策

家庭ごみの減量と資源化を進めるうえで、家庭ごみ有料化とあわせて以下の施策を行うことが望ましいと考えます。

①家庭ごみ有料化実施により維持・拡充等する施策

- ・現行収集制度（祝日回収、プラスチック製容器包装の分別回収）の維持
- ・集積所、集団回収、地域清掃等に関する補助の拡充
- ・その他、家庭ごみの減量と資源化を進めるために有用と考えられる施策

②家庭ごみ有料化実施により懸念される課題を解消する施策

- ・円滑な制度開始に向けた取り組みや適正排出の取り組み
- ・不当排出、不法投棄に対する対策の拡充

4 おわりに

推進部会では、令和2年9月に「令和2年度第2回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会」を開催して以来、計7回、家庭ごみの有料化について多岐に渡って慎重に審議を行いました。

これまでの推進部会の審議によって、家庭ごみ有料化について一定の方向性を示せたと思います。今後の審議会での審議の参考にしてください。

審議会からの答申を受け、市が家庭ごみの有料化を決定した場合は、市民の十分な理解を得て実施することを切に希望します。

【資料】

- ・【資料 1】 諮問書（写）
- ・【資料 2】 浜松市環境審議会ごみ減量推進部会委員名簿
- ・【資料 3】 推進部会での審議等の経過
- ・【資料 4】 有料化の審議における主な参考資料（導入自治体の状況）
- ・【資料 5】 広報はままつ 6 月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見

諮問書（写）

浜環ご第 77 号
令和 2 年 7 月 20 日

浜松市環境審議会
会長 田中 浩之 様

浜松市長 鈴木 康友



諮 問

貴審議会に下記の事項を諮問いたします。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、地方自治体の責務として、一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理と処理事業の能率的な運営に努めることとされています。

本市では、平成 25 年度に家庭ごみの出し方のルール統一を行い、平成 26 年 3 月に策定した「浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編』」（計画年度：平成 26～令和 10 年度）に基づき、ごみの減量と資源化、ごみ処理施設の新設及び統廃合等を進めてまいりました。

これらの取組みの結果、一定のごみ減量は図られましたが、本計画の中間年度にあたる平成 30 年度の日標値は達成できておりません。このため、計画の最終目標値の達成に向けて、更なるごみ減量・資源化に取り組む必要があり、本計画の見直しに取り組んでいるところです。

また、昨年度に実施された浜松市包括外部監査において、ごみ減量の手段の一つとして、他都市での導入が進んでいる家庭ごみの有料化について検討すべきとの御意見があり、国からは、新たな一般廃棄物処理施設の整備計画を進めるにあたり、家庭ごみの有料化の検討を、施設整備交付金の交付要件として求められております。

こうしたことから、本市としても家庭ごみ有料化の導入の可否について具体的な検討を行っていく必要があるとの考えに至りました。

つきましては、貴審議会において、以下の件に関して御審議いただきたく、ここに諮問いたします。

- 諮問内容 家庭ごみ有料化に関する事

浜松市環境審議会ごみ減量推進部会委員名簿

区分	氏名	選出団体等	備考
環境審議会委員	藤本 忠藏	浜松医科大学 医学部 教授	部会長
	小名木 秀雄 (～R 3. 6. 30) 岡田 正利 (R 3. 7. 1～)	浜松市自治会連合会 理事 環境部会 委員長	職務代理
	野中 正子	浜松市消費者団体連絡会 会長	
	松浦 敏明	公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会 専務理事兼事務局長	
	渡邊 記余子	浜松商工会議所 食品部会 副部会長	
	専門委員	杉山 千歳	常葉大学 健康プロデュース学部 健康栄養学科 教授
高根 美保		特定非営利活動法人 エコライフはままつ 理事	
稲垣 正		公益社団法人 全国都市清掃会議 事務局長	

推進部会での審議等の経過

資料 3

日付	審議内容等
令和2年7月20日	令和2年度第1回浜松市環境審議会において、浜松市長より家庭ごみ有料化の検討に関する諮問を受けた。
令和2年9月7日	令和2年度第2回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 ・ごみ減量施策の推進について（家庭ごみ有料化について）
令和2年11月10日	山谷修作東洋大学名誉教授より「家庭ごみ有料化で何が変わるか」と言う題目で、推進部会委員に対して講演をいただいた。
令和2年12月14日	令和2年度第3回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 ・家庭系ごみの減量の必要性と有料化の意義・目的 ・家庭ごみ有料化導入の可否を考える上での項目の検討（対象品目、手数料の料金体系、徴収方法、手数料の負担見込）
令和3年3月9日	令和2年度第3回浜松市環境審議会において、ごみ減量推進部会における家庭ごみ有料化に関する審議の進捗状況を報告した。
令和3年3月23日	令和2年度第4回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 ・家庭ごみ有料化を実施した場合の <u>対象品目</u> （⇒P. 2）、 <u>手数料の料金体系</u> （⇒P. 3）、 <u>徴収方法</u> （⇒P. 3）、 <u>ごみ袋の種類</u> 、併せて実施すべき施策
令和3年4月26日	令和3年度第1回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 ・家庭ごみ有料化を実施する場合の <u>ごみ袋の種類</u> （⇒P. 3）、 <u>併せて実施すべき施策</u> （⇒P. 5）、 <u>手数料の減免措置</u>
令和3年7月30日	令和3年度第2回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 ・家庭ごみ有料化を実施する場合の <u>手数料の減免措置</u> 、 <u>手数料金額設定</u> ・広報はままつ6月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見について（報告）（P. 13【資料5】「広報はままつ6月号特集に寄せられた家庭ごみ有料化等に関する意見」
令和3年8月30日	令和3年度第3回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 ・家庭ごみ有料化を実施する場合の <u>手数料の減免措置</u> （⇒P. 4）、 <u>手数料金額設定</u> （⇒P. 4）、 <u>手数料の使途</u> （⇒P. 5） ・ <u>家庭ごみ有料化実施の可否</u> について（⇒P. 1）
令和3年10月7日	令和3年度第4回浜松市環境審議会ごみ減量推進部会 ・審議とりまとめ

有料化の審議における主な参考資料（導入自治体の状況）

表 1 家庭ごみ有料化実施政令指定都市の一人1日あたりのごみ排出量における減量効果

都市名 (有料化実施年度)	1ℓ当たりの手数料	減量効果	
		導入2年度前と 導入翌年度の比較	導入2年度前と 近年度の比較
札幌市 (H21.7)	2円/ℓ	▲36.1% (H22年度)	▲38.0% (H29年度)
新潟市 (H20.6)	1円/ℓ	▲26.5% (H21年度)	▲31.2% (H30年度)
北九州市 (H10.7) (H18.7改定)	1.1円/ℓ	▲25.9% (H19年度)	▲35.6% (H30年度)
岡山市 (H21.2)	1.1円/ℓ	▲23.2% (H21年度)	▲27.8% (H29年度)
京都市 (H18.10)	1円/ℓ	▲19.9% (H19年度)	▲35.3% (H30年度)
熊本市 (H21.10)	0.8円/ℓ	▲25.3% (H22年度)	▲27.5% (H29年度)
仙台市 (H20.10)	0.9円/ℓ	▲18.5% (H21年度)	▲22.8% (H30年度)
福岡市 (H17.10)	1円/ℓ	▲10.5% (H18年度)	▲24.7% (H30年度)
千葉市 (H26.2)	0.8円/ℓ	▲7.3% (H27年度)	▲12.9% (H30年度)

(出典：令和元年8月及び令和3年2月 当市実施「家庭ごみ有料化に関する調査」結果)

※1 「有料化実施年度」は可燃ごみの有料化を実施した年度を示している。

※2 「減量効果」は「可燃ごみ」及び「不燃ごみ」の排出量の削減率をあらわしている。

※3 太枠で囲んだ3市は指定袋制度導入後に家庭ごみ有料化を実施している。

表2 静岡県内の家庭ごみ有料化制度実施状況

《実施市一覧》 計11市

都市名	ごみ区分
熱海市	可燃ごみ
伊東市	可燃ごみ
掛川市・菊川市	可燃ごみ、不燃ごみ
御殿場市	可燃ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ（金属類、ガラス類、ペットボトル、白色トレイ、容器包装プラスチック、プラスチック類）
下田市	可燃ごみ
湖西市	可燃ごみ、不燃ごみ
伊豆市	可燃ごみ、剪定枝
御前崎市	可燃ごみ、小型家電
伊豆の国市	可燃ごみ、 資源ごみ（容器包装プラスチック、プラスチック類）
牧之原市	可燃ごみ、資源ごみ（金属類、ガラス類、ペットボトル、容器包装プラスチック、プラスチック類）

《実施町一覧》 計7町

都市名	ごみ区分
南伊豆町	可燃ごみ
松崎町	可燃ごみ
西伊豆町	可燃ごみ
小山町	可燃ごみ、不燃ごみ
吉田町	可燃ごみ
川根本町	可燃ごみ
森町	可燃ごみ

（出典：平成30年度 一般廃棄物処理実態調査結果）

表3 平成12年度以降に家庭ごみ有料化を実施した人口10万人以上の都市における減量効果

手数料単価	サンプル数	もえるごみ 変動率（平均）	もえないごみ 変動率（平均）
1円/ℓ以下	28	▲9.3%	▲36.0%
1.1円/ℓ以上2円/ℓ以下	20	▲17.5%	▲41.5%

（出典：令和2年度浜松市調査結果）

※サンプル都市は、「もえるごみ」「もえないごみ」のみを有料化対象とした都市

広報はまつ6月号特集に寄せられた有料化に関する意見（令和3年8月2日時点）

1 総数・媒体別内訳

総数 254 件

媒体	件数（件）
ご意見フォーム	135
メール	11
FAX	79
手紙	11
電話	15
その他（※）	3

※広聴広報課からの転送

2 有料化への意見

- ・有料化する前にリサイクル方法の周知など、市民への働きかけをしてほしい
- ・ごみの現状や分別方法を、いろいろな媒体でもっと広報してほしい
- ・有料化制度のほかにも有料化を機に現行の分別・収集についても見直す等、ごみ処理に関わる制度全体について検討が必要
- ・有料化によって不法投棄や野焼きが増えると思う
- ・有料化と同時に市民税減税や家庭ごみのコンビニやスーパーへの持ち込み、不法投棄等発生すると想定される不当排出への対策を行ってほしい
- ・有料化によりごみの減量やリサイクルを意識する人が増えると思う
- ・市民にばかり負担を強めているのは納得がいかない（有料化は困る）
- ・すでに有料でゴミ袋を買ったり税金も支払ったりしているのにさらにゴミ代を課されるのは納得がいかない
- ・コロナ禍で生活が苦しくなっている世帯が増えている（生活が厳しい）のに、有料化は納得がいかない
- ・おむつの使用等でごみを減らせない子育て介護世帯や、教育やローン等でお金がかかっている子育て世帯には負担になる
- ・スーパーへの梱包の改善の働きかけを行う、市の財政の無駄な部分を削り処理費に充てるなど市の真剣さが伝わってこないうちは賛成できない、市への不信感がある
- ・そもそも何故現在の指定袋を導入したかが分からない、透明な袋なら何でもよいのでは
- ・市民の声を聴き、なぜ今の税金では賄えないか、今後ごみが増え続けてしまうとどうなるか等を説明し納得した上なら賛成

- ・環境のことや他都市での導入実績を考えると仕方のない事だと思う
- ・有料化しても一時的だと思う、その内慣れてしまっでごみは減らないと思う
- ・101円は高い
- ・分別をしっかりするから値上げはやめてほしい
- ・ごみ処理にかかっている費用の詳細や有料化による財源の使い方などの情報をもっと公開すべき
- ・有料化は致し方ないが、分別のために雑がみを集めても出す場所が近くにない等の問題があるので、ごみの減量につながるかは疑問
- ・有料化するのであれば単身者用の 5ℓのごみ袋など各家庭に見合った大きさのごみ袋を導入してほしい
- ・市の歳入が増え赤字が減少するなど財政にプラスとなるのであれば賛成
- ・いきなり 35 円上げるのではなく、10 年 20 年とかけて段階的に上げていくべき
- ・ごみ袋に名前と電話番号を書くようにした方がごみ減量になると思う
- ・有料化と同時に、減量が難しい乳幼児や介護世帯、ボランティア活動への支援を検討してほしい
- ・ごみは税金を使って処理すべき（市で処理すべき）
- ・消費が少なくなり、経済発展の妨げになる
- ・有料化には賛成でもっと料金を高くしてほしいが、将来的には資源を消費する袋でのごみ収集ではない別のシステムに変えることを検討してほしい
- ・もえるごみともえないごみは有料にし、プラごみは有料化しないことで分別する人が増えるのでは
- ・ごみが増えたから有料化をする、というのは短絡的である
- ・低所得者への負担が大きすぎる

3 家庭から出るごみが減らない原因として感じていること

《社会的要因》

- ・過剰包装
- ・コロナにより通販、食事の宅配、テイクアウトが増えた
- ・食品ロスが多い
- ・ものを買すぎている
- ・生活様式、社会の変化（大量消費社会）
- ・プラスチック製品の普及
- ・使い捨て製品が多い
- ・断捨離ブーム
- ・コンビニの増加
- ・生活している以上なくならない

- ・製造者等々すべてにある
- ・人口の増加

《市の施策》

- ・資源物の回収場所、頻度の少なさが原因
- ・ごみの現状や分別方法について啓発活動がたりていない
- ・ごみを減らすこと、分別をすることのメリットが実感できない
- ・曜日関係なくごみ、資源物を出せる場所がない
- ・資源物をどこで回収しているのか分かりづらい

《その他》

- ・分別をしていない、分別の仕方を理解していない
- ・一人ひとりの意識の低さ
- ・ごみの排出が無料だという意識がある
- ・広報誌、チラシなど意図せず増えるごみが多い
- ・庭木の枝や葉がもえるごみとして出ている
- ・生ごみを堆肥化できる場所、家庭が少ない、減った
- ・生ごみが多く出る
- ・分別が大変
- ・事業系のごみが家庭ごみに紛れて出されている
- ・きれいなプラスチックも燃えるごみとして出されている
- ・車窓からのポイ捨て
- ・家庭によっては何でもごみにしている
- ・もえるごみは燃やされて消えているという感覚を持っている人がいる

4 家庭から出るごみを減らすために実践していること、新しいアイデア

実践していること

- ・資源物は分別して拠点回収等に出す
- ・生ごみを土に戻す、コンポスト等を使って堆肥化している
- ・生ごみや食品ロスを出さないよう気を付けている
- ・生ごみの水分を切る
- ・マイボトルを使用する、ペットボトルは買わない
- ・ごみをできる限り体積を減らして捨てている
- ・マイバッグを使う
- ・詰め替え商品を購入している
- ・不用品で売れるものは捨てるのではなく売るようにしている
- ・不要なものは買わない、もらわない
- ・買いすぎに気を付けている

- ・野菜の食べられる部分はできる限り食べる
- ・生ごみ処理機を使用している
- ・指定袋が一杯になってから排出するようにしている
- ・プラスチックはサイズをできる限り圧縮してから出している
- ・プラスチック製品をなるべく買わない、プラスチック包装が少ない商品を買う
- ・ラベルレスペットボトルを買う
- ・牛乳パック等を裂いた紙を用いててんぷらの油切り、フライパンの汚れを拭いている
- ・衣類は使えなくなるまで使ってから捨ている
- ・着られなくなった布類は雑巾にする
- ・食品はラップを使わず、蓋をしたりプラの容器に入れたりして保存する
- ・身近な人に渡すものは簡易な包装でわたす
- ・簡素な包装のものを購入する
- ・過剰包装は断る
- ・コロナ終息後はテイクアウトを減らす
- ・掃除には自然のものを使う

新しいアイデア

《生ごみ》

- ・生ごみ処理を市が行う、バックアップするようにする、堆肥化工場をつくる
- ・大きなコンポストを設置し、生ごみステーションにする
- ・生ごみ処理機の周知、補助を行う
- ・生ごみを堆肥化する
- ・生ごみを別の袋で回収し、処理も別にする
- ・キューロ（生ごみ処理容器）の周知と購入補助
- ・生ごみ処理機購入における市の助成金額を増やす
- ・生ごみの水切り容器を全戸配布する
- ・生ごみ処理機で処理した生ごみを JA で回収し、堆肥にしてもらう
- ・生ごみ処理機を配布する
- ・小型のコンポストの開発、周知を行う
- ・コンポストの補助を更に行う
- ・生ごみや草木を乾燥させてから出すように、各自治会の集会に参加して願う

《資源物》

- ・雑がみ等の資源物の回収を集積所で行う
- ・分別、リサイクル等の啓発活動を多く行う
- ・資源物の回収ボックスの設置数、回収拠点数を増やす

- ・資源物の回収品目を充実させる
- ・雑がみを公民館での回収に出したらゴミ袋をもらえるようにする
- ・プラごみ分別用の動画の作成（資源としてだせる汚れの程度の周知）
- ・資源物の分類、回収場所等の情報を周知する
- ・資源物の回収日数の増加
- ・リサイクルステーションの設置
- ・自転車、コイルなどの鉄くずと小型家電の無料拠点回収を行う
- ・みどりのリサイクルのさらなる検討
- ・古着を外国のめぐまれない人やホームレスの人に贈る
- ・雑がみ回収袋を全世帯へ配る
- ・木の枝等は袋に入っていないければ回収しないようにする

《生産者、販売店》

- ・生産者へ包装を簡素化するように働きかける
- ・売った店が資源物を回収する仕組みを作る
- ・飲み物をボトル持参で購入できるようにする
- ・リサイクルしやすい製品をつくる
- ・使い捨てプラスチックの製造を禁止する
- ・包装等の資源物は何に分類されるかマークを必ず印字させるようにする
- ・紙製ストローのようにプラスチック製品を環境へ配慮した素材に変更する

《ごみ袋》

- ・一定の袋数を超えたら有料での処理というシステムにする
- ・納税額によってごみ袋の無料支給枚数を調整する

《その他》

- ・ごみの分別や減量にデポジット制を取り入れる等メリットや付加価値をつける
- ・ごみを減らす努力の結果をポイント付与、商品券等の形で還元する
- ・バイオマス発電を行う
- ・子供へ分別、量り売りや簡易包装商品の啓発をする、その教育の場となる施設を作る
- ・各家庭の前にごみ置き場を設置する
- ・不法投棄や不適正排出の取り締まりを厳しくする
- ・誰にでもできるごみ減量をまとめたチラシを全戸配布する
- ・紙媒体のチラシを減らし、データ化を進める
- ・フードバンクを設ける
- ・昔のように庭で燃やす
- ・街中できれいな水を飲めるようにする
- ・広報はままつ廃止（読まずに捨てるとうゴミになるため）